

第1話

清風荘の初夏——派閥の誕生

弁護士自治を勝ち取ったまさにその年、第一東京弁護士会は、一つの綱紀問題で真っ二つに割れていた。

発端は寿産院事件である。戦後の食糧難のさなか、預かった乳児84名が死んだとされる事件の公判をめぐり、一弁会員で代議士でもある大滝弁護士に、偽造診断書の行使と、検事総長・司法大臣への口利きの疑惑が浮上した。会の弁護士肅正委員会は委員を増員して調査に当たり、委員たちは小菅刑務所まで出向いて当事者本人から直接事情を聴くという徹底ぶりだった。

昭和24年3月30日、臨時常議員会。無記名投票の結果は16対3——大滝を退会させる決議だった。だがこの決議が、会を二分する。有馬忠三郎ら130余名の会員から懇話会の開催を求める要請書が出され、約70名からは決議への異議申立てが出た。有馬は仲裁に立ち、その申入れにはこうある。

「本会創立以来ノ不祥事ニ迄発展セントスル懸念アリ」「会内ノ問題ハ会内ニ於テ解決スルコトトシタク」（青風五十年p.29）

結末は、現行弁護士法施行のわずか3日前。退会届の提出と同時に再入会を許可するという、玉虫色の裁定だった。当事者の一人、倉田雅充は後年書き残している。

「大滝問題は、以上の如き経緯で表面的には円満解決したものの、会内の総べてが氷解したのではなかった。」（青風五十年p.31）

＊ ＊ ＊

氷解しなかったものが、形になった。

擁護派は「第一倶楽部」を結成し、一時は200名を超える大勢力に膨れ上がった。官立大学出身の「正義派」は緑会を改組して新緑会を作った。そして昭和25年の初夏、私立大学出身者を根幹とする正義派の数十名が、神田駿河台の旧西園寺公望邸「清風荘」に集まる。

料理屋が使えなかった時代である。会場は大学から借り、酌は中央大学の女子学生に頼んだ。出席者の一人、大塚喜一郎は笑いながら回想している。

「あとで、女子学生をサービスに使うとはけしからん、という大学の先輩からお話がありましたが、まあ、えへへと笑って済ました」（青風三十年p.151）

会の名は「青風会」と決まった。由来には二つの説が記念誌に残る。会場の名「清風」からさんずいを削ったという説と、西園寺公の興津の本邸が「青風荘」と呼ばれていたことにちなむという説である。出席者の回想によれば「この会は清々しく風通しよくやってゆくのであるから『青』をとって」という理由づけもあり、「理由づけは違っていたが、満場一致で青風会の名称でまとまった」という。

彼らは何のために集まったのか。創立期の会員の言葉が、それを端的に語っている。

「一弁の人事はこの二大グループによって、ろう断され、目に余るものがあつたので、これを排撃し、一弁人事の公正を期する目的で有志により結成されたのが青風会である。」（藤井暉・青風三十年p.36）

大塚喜一郎は、もっと率直だった。

「大滝問題だけで終わったんなら、あるいは青風会できなかったのかもしれない。……ぼくは大滝問題はけしからんと思ったけど、それだからというよりむしろ、この調子で会の運営をやられたらたまらんという気持ちが多かったですよ。それが人の集まった最大公約数だと思います。」（青風三十年p.219）

注目すべきは、この会が綱領を作らなかったことである。

「文章に書いて、肩をいからしてやるような意味の政策綱領というものはないわけです。しかし、何となしにフワツとして、弁護士会の精神に沿ってよくやっていると、これは動かないわけですね。」（大塚・青風三十年p.215）

政策文書ではなく、気風。規約ではなく、信頼。青風会は最初から、選挙マシンではなく「会運営の公正」を求める運動体として設計されていた。

同じ「正義派」から生まれた官学系の新緑会とは、以後半世紀にわたる提携関係が始まる。五十年誌は端的に記す——「同じ正義派に属する私立大学出身者を根幹として青風会を発会し、爾後、同じ正義派であった因縁から新緑会と青風会は相提携して第一クラブに対抗することになったのである。」誕生の瞬間の対立構図が、その後の一弁派閥政治の基本形をかたち作った。

＊ ＊ ＊

だが時代は、派閥を選挙へと引きずり出す。

昭和26年2月の一弁会長選挙。寿産院事件関連の除名問題を争点に、木村篤太郎を第一倶楽部が、小林一郎を新緑会と青風会が推して激突した。当時を知る会員・佐藤庄市郎の回想である。

「開催場所の一弁講堂を閉鎖して人数を確認しようとする、裁判所から帰ってきた会員がドンドンとドアを叩いて『ドアを開けろ』と怒鳴る一方……怒号が入り乱れて大変陰悪な雰囲気になった」（百年外史p.4）

そして——「この選挙がきっかけで各会派が選挙母体として表面に出てきて感情的対立が先鋭化した」。

一弁の「派閥の時代」は、こうして幕を開けた。「醜陋なる役員選挙競争」を避けよという会の告示（昭和8年）から、わずか18年後のことである。

この光景は、もう一つの団体の誕生も準備していた。折しも一弁に入り始めていた司法研修所出身の若手たちは、各派閥から勧誘を受け、中には事務所のボスとの関係で否応なく引き込まれる者もいた。感情的対立の渦に巻き込まれることを嫌った彼らが「会派を超えて同期の仲間は仲間として仲良くしよう」と身を寄せ合ったところから、次話で描く全期会が生まれてくる。派閥の先鋭化そのものが、反派閥の結社を生む——歴史の弁証法である。

＊ ＊ ＊

ここで、一弁の入会宣誓の一節を引いておきたい。青風会の会員が、のちのちまで自分たちの拠り所として引用し続けた文章である。

「弁護士は知識階級の首位たるものなることを忘れず醜陋なる役員選挙競争の如きは絶対に之を避け本会諸般の会務は人格信用兼備の士が衆望に因り自然に之に当る慣例を尊重すべきこと」

役員は、選挙戦で奪い取るものではない。人格と信用を兼ね備えた人が、衆望によって自然に就くものだ——この一文を、現実の派閥政治の中でどう実質化するか。青風会とは、その問いを背負うために生まれた派閥だった。

派閥の原罪は「派閥であること」ではない。何のために結ばれたのかを忘れたときに、派閥は原点への裏切りを始める。青風会の75年の歴史は、その緊張の歴史である。

現代への視線

団体は、必ず「何かへの怒り」から生まれる。だが怒りは冷める。冷めた後に団体を支えるのは、発会の日に交わされた理念だけである。青風会の発会の日、清風荘に集まった数十名が確認したのは、綱領ではなく「清々しく、風通しよく」という気風だった——気風は、綱領より長持ちする。

出典・注記

- 発言等の引用の末尾に付した（ ）は出典を示す（略称p.頁）。頁は刊本の印刷頁による。

- 青風五十年＝『青風一創立五十年に寄せて一』（第一東京弁護士会青風会・2001）
p.20-37, 170（寿産院事件・大滝問題の経緯、発会、会名の由来、宣誓文）
- 青風三十年＝『青風一創立三十年に寄せて一』（第一東京弁護士会内青風会・1984）
p.34-36, 151, 185, 203, 210-224（発会の情景、藤井暹・大塚喜一郎の証言）
- 百年外史＝『第一東京弁護士会 100周年外史』（第一東京弁護士会・2023）p.4-5
（昭和26年会長選挙の回想）
- 引用中の「……」は中略を示す。
- 発会時の出席者数は証言により幅がある（30～40名前後とするものが複数、より少数とする回想もある）ため「数十名」とした。
- 引用した告示（宣誓文）は昭和8年制定の「新入会員ニ告ク」の一節（『われらの弁護士会史』（第一東京弁護士会・1971）p.209。表記は青風五十年p.170所引の現代仮名版に拠る）。
- 新緑会と青風会の結成の先後は史料により記述が分かれる（本文は五十年誌の記述に拠った）。

引用中の「……」は中略を示す。

第2話

一弁愚連隊——全期会の台頭と世代交代

昭和26年の春、神田神保町の小さな貸席で、ささやかな宴が開かれた。司法研修所の2期生たちが、新しく一弁に入ってきた3期生を迎えた歓迎の会である。後に一弁最大の団体となる「全期会」は、この夜を「記念すべき歴史的な発足の日」としている。

統一司法修習——裁判官も検察官も弁護士も同じ釜の飯を食って育つ、世界に例のない制度の第一世代。彼らが飛び込んだ一弁は、しかし別世界だった。先輩弁護士の「忠言」が残っている。

「大先生の事務所にはいるということは仕事を教えてもらうためである。労働の対価を要求するのは間違いである。我々の若い頃には無給で働いたものですよ」（全期会二十年p.42）

徒弟制の残滓。そして昭和24～25年に相次いで生まれた既成の派閥——青風会・新緑会・第一倶楽部——からの勧誘。同期の絆を頼りに身を寄せ合った彼らの動機を、当事者の一人・佐藤庄市郎は率直に語っている。

「二年間同じ釜の飯を食い、同期意識の強かった私どもにとっては容認することができなかったのであります。我々は派閥から身を守るためにも自衛手段として何らかの組織を持たなければならないという意識がそこに生れたわけであります。」（全期会二十年p.44）

派閥から身を守るための、自衛の組織。全期会は、派閥批判から生まれた。

昭和27年2月、登録2年足らずの彼らが常議員選挙に打って出たとき、会の長老の一人はこう評した。

「一弁愚連隊と。」（全期会二十年p.45）

＊ ＊ ＊

愚連隊の道は、敗北から始まった。昭和27年、28年と連敗。昭和29年にようやく初当選を出し、31年には4名、32年には5名全員が高点当選する。勢いに乗る若手を、長老たちは制度で迎え撃った。

昭和31年11月の臨時総会。前年度の副会長・監事は選挙を経ずに当然常議員となる——若手の進出を薄める会則改正が可決された。総会前日までその動きを知らされてもいなかった塚田喜一は、後にこう書いている。

「われわれは手もなく敗れ去ったが、そのショックは後の全期会の形成に長く大きな影響を与えたと思う。……恐らく全期会が単なる同窓会ではなく、組織としてそれ以上の活動をするようになったのはこの事件がきっかけになったと思う。」（全期会二十年p.52-53）

「当時私達は弁護士会の内部では、会の長老や、その他の年輩の会員にとり、一種の異民族のような存在であり、気心の知れない、無礼な若僧の集まりと考えられたらと思う。」（同p.53-54）

役員選挙制度の改正論争でも、屈辱は続く。委員会で反対意見を述べた塚田に、一人の委員が、皆に聞こえる声で独り言を言った。

「浅学非才のものがなあ」（全期会二十年p.55）

塚田は後年、「浅学の事実は認めるが、非才の点は争う」と冗談にしてみせたが、当時の仲間内では、敗れるようなことになれば「一同集団で脱会し、東弁にでも行こう」とまで話し合ったという。

だが彼らは、脱会もしなければ、正面衝突もしなかった。各派が事前に候補者数を調整すれば醜い選挙戦はなくなる——という妥協案を自ら出して制度化させ、後年、その調整機関が会長職の派閥持ち回りという新たな弊害を生むと見るや、今度は自らの手で廃止を提案する。制度を憎

まず、制度を作り直す。この往復運動こそ、全期会が一弁に持ち込んだ新しい流儀だった。

＊ ＊ ＊

昭和42年2月15日。全期会の歴史で「完勝」と呼ばれる副会長選挙の日である。

前年、彼らは2名を擁立して大敗し、会内には「全期崩壊か」の囁きが流れていた。捲土重来の2名擁立——吉本英雄と矢吹重政。選対委員長佐藤庄市郎は、新年の会合で檄を飛ばした。

「問題は、二名当選するかどうかではなく、他候補を断然引離すことができるかどうかである」（全期会二十年p.113）

轟然たる拍手。そして投票5日前の2月10日夜半、東京に十数年ぶりの大雪が降る。既成三派が得意とする個別訪問の組織戦は雪に封じられた。記念誌は正直に書いている——「全期会は、この大雪に感謝し内心ひそかに快哉を叫んだ」。

投票日。有権者794名のうち698名が投票、投票率87%。結果は吉本323票、矢吹302票で1位・2位を独占。第一倶楽部の武田275票、青風会の辻村231票、新緑会の天野230票——最後の当選者となった辻村と、次点で涙をのんだ天野の差は、わずか1票だった。

その日、会館の玄関には一人の若い弁護士が立っていた。対立候補の息子である18期の武田峯生が、寒風の中でただ一人、来館する会員一人ひとりに頭を垂れ、父への支持を無言で訴え続けていたのである。父・武田はこの激戦で3位に入り、副会長の一角を占めた。そしてこの玄関の姿を書き残したのは、票を争った側——全期会の記念誌である。

開票の席にも、書き残された光景がある。1票差の結果が確定した直後、勝った側の青風会・大塚喜一郎は、隣に座る新緑会の長野潔に「どうもすまなかったね」と声をかけた。1票差で敗れた天野憲治は、新緑会の候補である。返ってきた答えを、大塚は後年の座談会で回想している。

「いや、おれの方は辻村のためでずい分運動したんだよ」（青風三十年
p.235）

詫びた大塚も、こちらだって天野のためにやったんだ、と返した。旗は敵味方に分かれながら、人は互いに相手方の候補のために汗をかいていたのである。そして天野は、一票の恨みを蒸し返さなかった。3年後の昭和45年度には無競争で副会長に選ばれ、後年、補欠で会長を選ぶことになったときには、一票差で勝った側の青風会が、新緑会に相談もせぬまま陰で天野を会長に推した。理由は「気の毒したから」——それだけである。一票の勝敗は、誰の胸にも棘を残さなかった。負け方の作法と、勝ち方の作法。その両方が、この選挙には書き込まれている。選挙とは、こういうものだ。

だが、この物語の白眉は勝利そのものではない。勝者たちが残した言葉である。

選挙戦の檄文を起草した深沢守は、勝利の後の心境をこう書き残した。

「私は、選挙後暫くの間、泥酔した夜が明けた翌朝のような空虚な味気ない思いにさいなまれたものであった。選挙が終わってみれば、新緑会も青風会も第一クラブもない、みな親切な諸先生であり……所詮コップの中の嵐であったのか。私は、選挙中声を枯らして叫んだ『一弁の封建性』や『既成三派の横暴』の言葉を反芻して、内心なんとも気恥しい思いにかられたことを正直に告白する。」（全期会二十年p.120）

さらに創立20周年の座談会（昭和47年）では、全期会が初めて内部選挙で副会長候補を選んだ経験を踏まえて、中根宏がこう警告している。

「徒党を組めば絶対強いんです。……そういうことが有利であるということがだんだんわかってきますと、やはり徒党ができてしまう。そうするとそれは単なる研究的なグループとかそういうものではなくて、弊害の多い派閥ができてしまうんじゃないか。ですからこれはむしろできないようにけん制していくべきじゃないか。」（全期会二十年p.410-411）

派閥から身を守るために生まれた集団が、一弁最大の勢力になる。そのパラドックスを、当事者たちは勝利の絶頂で既に自覚していた。数を持った集団に必要なのは、勝ち方の作法と、自己抑制である。

現代への視線

「数の力」は必ず勝つ。徒党を組めば絶対に強い——それを一番よく知っていたのは、数の力で勝った当人たちだった。だからこそ彼らは、勝った制度を自分で壊し、内部に派閥が生まれることを警戒し続けた。多数派の品格とは、力を持った者が力の使い方を自分で縛れるかどうかで決まる。

出典・注記

- 発言等の引用の末尾に付した（ ）は出典を示す（略称p.頁）。頁は刊本の印刷頁による。
- 全期会二十年＝『全期会二十年』（第一東京弁護士会全期会・1973）p.41-60, 79-82, 108-120, 386-413（発足、常議員選挙、勅選常議員事件、役員選挙制度論争、昭和42年副会長選挙、20周年座談会）
- 引用中の「……」は中略を示す。
- 青風三十年＝『青風一創立三十年に寄せて一』（第一東京弁護士会内青風会・1984）p.235-238（開票席のやりとり、天野憲治の後日談。座談会では昭和41年の選挙と回想されているが、1票差の対決は昭和42年2月の副会長選挙であり、本文は全期会二十年の記録に従った）
- 天野憲治の無競争での副会長就任（昭和45年度）は全期会二十年p.119、補欠での一弁会長就任（昭和50年度）は『われらの弁護士会史（増補版）』の年表および百年正史巻末の歴代役員表による。

- 全期会の名は司法研修所長の命名による（同書p.45, 372）。

引用中の「……」は中略を示す。

第3話

数ではなく、衆望——大山菊治と富田喜作

会員百名に満たない少数派閥が、なぜ一弁会長を出し、やがて日弁連会長まで出せたのか。青風会の歴史は、この問いへの一つの回答である。

昭和27年、青風会は一弁会長候補に山崎佐を担いだ。このとき、山崎はまだ一弁の会員ですらなかった。対する第一倶楽部は、検事総長を退いたばかりの福井盛太を推してきた。青風会幹事長・阿比留兼吉は、これを正面から断っている。

「検事総長を辞めたばかりでは困る……今年は駄目だといって私ははっきりと断った」（青風三十年p.196）

検察トップからの直行は、在野の会長としてふさわしくない——数で劣る派閥が、まず筋を通した。すると正月早々、先方の使者が山崎の自宅に乗り込み、「会長を来年に延ばせ」と迫る事件が起きる。山崎はこれを断り、青風会の新年会に自ら顔を出して支援を頼んだ。常議員会では大塚喜一郎が追及に立つ。

「正月早々乗り込んでこういうことをおっしゃったと。……ひどいじゃないかと言ったんです」（青風三十年p.224）

選挙は山崎の勝利に終わった。圧力に屈しないこと。これが少数派の戦い方の第一条である。

＊ ＊ ＊

昭和31年、青風会は初めて身内から一弁会長を出す。大山菊治、まだ60に手の届かない、当時としては異例の若さの会長だった。

この就任は無投票で実現した。だがその裏には、隠れた功労者がいる。対立候補になり得た酒巻弥三郎を説得して立候補を断念させた満尾叶である。

「君が立候補したら大山君に負ける」（青風三十年p.231）

親友だからこそ言える一言だった。しかも満尾は、このとき既に青風会を去った人間である。派閥を離れてなお、人物本位で動く。記念誌は満尾を「青風会に陰の貢献をされた」人と記している。派閥の垣根より人間関係の網の目が上位にある——それが昭和の一弁の役員人事だった。

大山とは、どういう人だったか。後に大山日弁連会長の下で事務総長を務めた宮田光秀は、一言で言い表している。

「重厚にして寡黙、恰も古武士の風格を備えられ青風会の盟主的存在であった。」（青風三十年p.40）

平井博也は、独特の比喻で書いた。

「夏の雲の軍団に、つきさすように立ち繁った、杉の古木だった。その先端を仰視すると、平衡な天秤がかかっていた。あおぎみる私は、心の平常を覚えた。」（青風三十年p.62）

地位を求めて動く人ではなかった。だから、人が動いた。

＊ ＊ ＊

昭和42年、青風会はその大山を日弁連会長に擁立する。全国区の選挙である。数十名の派閥に、全国を戦う組織力などあるはずもない。

ここで動いたのが、擁立を決めた昭和41年度の現職一弁会長・富田喜作だった。「信念の人、直情径行の人」と評された富田は、会長在任のまま、「毎日弁護士会へ出勤されるや否や、先生の行動一切が大山先生当選の為にすることに尽きると云っても過言でなかった時期があった」（榮木忠常）。飛行機嫌いの富田は、汽車で全国を回った。各地の弁護士会連合会の大会には必ず夫人同伴で出席し、大会が終われば単位会を一つずつ

挨拶に回る。同行した副会長たちは、懇親会の二次会で「下足番」の役まで務めたという。

道中には、こんな一幕もあった。広島で長老の弁護士が「候補者の大山君は何故来ないのか」と機嫌を損ねた。同行の大塚喜一郎が、大山は関東の行事を抜けられず自分が名代で参ったと平身低頭で詫びると、長老は「他ならぬ大塚君が折角来たのだから勘弁してやる」と応じて、座は大笑いになった——選挙運動というより、義理と人情の全国行脚である。

結果は、驚くべきものだった。全国の単位会すべてから推薦状が提出され（記念誌は「前代未聞の全国五二の単位会から全部推薦状が提出された」と記す）、代議員会でも満場一致で当選したのである。しかも最後の詰めまで手を抜かなかった。推薦状が50会まで集まった段階で未提出の2会が残ると、電話で口説き落として、ついに全会を揃えたのだという。記念誌はこの選挙をこう総括する。

「富田会長の献身的な、執念とも思われる絶大な陰の努力」（青風三十年p.46）

「巻き込む」とは、声高に旗を振ることではない。頭を下げて回ることである。候補者の衆望と、支える者の無私。この二つが揃ったとき、数十名の派閥は五十二会の全国を動かした。

＊ ＊ ＊

青風会の日常の運営にも触れておきたい。この派閥では、役員候補の推薦は総会の決議で決められた——昭和60年度の幹事長の記録には、箱根での秋季総会で翌年度副会長の推薦を決議した様子が残る。そして若手が、遠慮なくものを言う。

昭和44、45年頃の選挙対策委員会でのこと。唯一の若手委員だった山崎源三は、長老の大山から「山崎君の意見はどうか」と名指して意見を求められた。話し合いでの穏便な決着論が大勢を占める中、山崎は、選挙をやって壊れるような派閥なら無い方がよい——あえて投票で決すべきだという趣旨の反対意見を率直に述べ、議論は全体委員会に差し戻された。若手の一言が、長老たちの議論を動かしたのである。山崎自身の回想が残っている。

「青風会は、若い人の意見をよく聞く会ですね。……昔から平気で若手が物を言える会だ」（青風三十年p.265-266）

衆望で人を立てる派閥は、内側でも同じ原理で動く。誰の意見かではなく、何を言ったかで決まる——これが「風通しのよさ」の中身だった。

＊ ＊ ＊

派閥は、会を割る装置ではない。危機のときには、会全体を動かす動力になる。それを証明したのが、昭和45年の分離修習阻止闘争である。

法務大臣が打ち出した志望別の分離修習構想——裁判官・検察官志望と弁護士志望を分けて修習させる案は、統一修習という戦後法曹制度の土台を覆すものだった。日弁連会長・成富信夫（一弁）は言い切った。

「こうしたコース別修習では、片輪の裁判官を作ることになる。同時にそこには官僚優越主義の露骨な表現がある」（一弁会史p.482）

一弁では、大正12年の創立以来初めてとなる臨時総会が開かれ、反対決議が満場一致で可決された。全国では51単位会中50会が決議を挙げた。このときの一弁の姿を、青風会の記念誌はこう記す。

「戦後はじめて、全期会と既成派閥が、一体となつての反対運動であった。新・旧の派閥が、はじめて、共通の目的のために、車の両輪として作動した」（青風三十年p.70）

構想は具体化されないまま消滅した。派閥が割拠の装置に堕ちるか、動員の動力になるかは、掲げる目的次第である——分離修習阻止は、その分水嶺を示した。

現代への視線

少数派の武器は、数合わせではない。誰が見ても立てるべき人を立て、支える者が名利を求めず頭を下げて回り、派閥の外からも敬意を集めること。「人格信用兼備の士が衆望に因り自然に之に当る」とは、要するにそういう実践の集積である。衆望は、組織の力では作れない。人が作る。

出典・注記

- 発言等の引用の末尾に付した（ ）は出典を示す（略称p.頁）。頁は刊本の印刷頁による。
- 青風三十年＝『青風一創立三十年に寄せて一』（第一東京弁護士会内青風会・1984）p.20, 34, 40-47, 62, 70, 196, 223-232, 249-250, 265-266（山崎佐擁立、大山菊治会長、日弁連会長選、会の運営、分離修習）
- 青風五十年＝『青風一創立五十年に寄せて一』（第一東京弁護士会青風会・2001）p.33-36, 53
- 一弁会史＝『われらの弁護士会史』（第一東京弁護士会・1971）p.481-482, 487（成富発言・臨時総会）
- 全期会二十年＝『全期会二十年』（第一東京弁護士会全期会・1973）p.98, 271-281（50単位会の決議数・分離修習阻止の経過）
- 引用中の「……」は中略を示す。
- 昭和42年当時の日弁連の単位会数は51会（沖縄弁護士会の加入は昭和47年）であり、記念誌の「五二会」は後年の記憶に基づく数字とみられるため、本文は「全国の単位会すべて」とした。

引用中の「……」は中略を示す。

第4話

自治の危機に、風は吹いた——宮田光秀と弁護人抜き裁判法案

昭和52年、日弁連は史上初めて、全国の弁護士の直接投票で会長を選ぶことになった。この記念すべき第一回選挙に、青風会は宮田光秀を押し立てる。相手は大阪の北尻得五郎。東西対決の全国選挙である。

だが、船出は心細いものだった。四ツ谷に構えた準備事務所を訪ねた若手会員は、後にこう書いている。

「お手伝いの先生も少なく閑散としていて、これで3ヶ月後の全国選挙は勝てるのだろうかと不安を感じた」（青風五十年p.65）

出遅れの危機情報が伝わると、不思議なことが起きた。所属を問わず一弁の若手が自然発生的に事務所へ集まり始めたのである。彼らは修習期・クラス別の集票表を模造紙に大書して壁一面に貼り出し、日々の集票数を書き込んでいった。すると競争心に火がつき、我も我もと全国への電話が始まった。世にいう「若手選対」である。投票前日、相手陣営の幹部が漏らしたという一言が伝わっている。

「俺の処まで手が伸びている、北尻候補の負けだ」（青風五十年p.66）

宮田は当選した。だが、この物語の要は勝利の後にある。選対を担った池田和司は、勝利の高揚のただ中で、こう恥じていた。

「政策問題への議論が全く無いままに、しかも上から決められた候補を無批判に受け容れて……単に人柄だけを強調するだけの選挙に終始した。我々一弁の若手弁護士は、この時本当に困ったし、恥ずかしかった筈である。」（青風五十年p.67）

人柄だけの選挙でよいのか。政策を語らない派閥でよいのか——この反省は、同じ昭和52年10月、派閥の枠にとらわれない新しい集団「新進会」の創立という形で実を結ぶ。勝利と自己批判が同時に生まれた選挙だった。

＊ ＊ ＊

宮田会長の任期は、就任早々から嵐だった。日本赤軍によるダッカ事件で超法規的措置を強いられた政府が、その約1か月後、「過激派の裁判正常化法」の構想を掲げて動き出したのである。浮上したのが、弁護士抜き裁判法案——一定の場合には弁護士不在のまま刑事法廷を開けるといふ、必要的弁護制度の例外を作る法案だった。

宮田は直ちに声明を発した。

「弁護人なしで刑事裁判手続を進める措置は、理由の如何を問わず、憲法の要請に真向から反する」（百年正史p.214）

予先が刑事裁判の枠を超えていることは、すぐに明らかになる。最高裁長官は憲法記念日の記者会見でこう言い放った。

「弁護士会ほど自由な団体はない、それが悪用されている」（百年正史p.219）

法廷の混乱を口実に、狙われていたのは弁護士自治そのものだった。第1部で見た昭和24年の獲得から30年——自治は最大の試練を迎える。

＊ ＊ ＊

日弁連は総力戦に入った。全国の単位会が続々と反対の意思を表明し（日弁連の記録は「五二単位会の総て」が決議や声明を発表したと総括する）、昭和53年5月には空前の規模の臨時総会が反対を決議した。

そのなかで、一弁は独特の動き方をした。少なくとも当初、決議や声明という形をとらなかったのである。当時の会史は率直に記している。

「当初から、決議や会長声明はなかったのである。それよりも局面を静かに見守りながら、会としての『意見書』を作成することの方に、大方の関心が傾いていた」（百年正史p.215所引）

昭和53年2月に完成した一弁の意見書は、法案への強い反対を明記したうえで、懲戒手続の迅速化、国選弁護人の責任推薦、法曹三者の協議機関の設置といった建設的対案を並べた。反対の声を上げるだけでなく、批判に応える自浄の設計図を自ら示す——この「是々非々」路線は、やがて日弁連全体の路線になる。日弁連が同年3月に公表した「見解と提案」について、後の会史はこう書いた。

「弁護士界にとって死活的に重要な『辩护人抜き裁判』問題で日弁連が一弁の意見を取りいれたのである」（百年正史p.217）

その一弁自身が、非常時のさなかにあった。昭和53年9月、入江正男会長が急逝。後を継いだ小林蝶一会長も翌年夏に世を去る。会長二人を相次いで失った一弁を、筆頭副会長として支えたのが青風会の若林秀雄だった。青風会は自治権研究の募金に会として50万円を拠出している。当の若林の言葉が残る。

「一朝有事の際は人も出すし金も出すという積極さが会のための派閥として立派に機能していることの証左と確信するが、私は、こうした機能をもつ青風会の会員であることを誇りに思っている。」（青風三十年p.58）

＊ ＊ ＊

決着は昭和54年3月30日に来た。法曹三者協議会での合意である。弁護士会は特別案件の国選弁護人を責任をもって推薦し、不当な訴訟活動は公正迅速に懲戒する。懲戒・綱紀の委員会には外部委員を受け入れる。その代わり、法案は動かさない――。

外部委員の受け入れは、自治の一部を差し出す苦渋の譲歩だった。当時の日弁連会長・江尻平八郎は国会の参考人席で、その決断をこう説明している。

「弁護士自治の根幹にかかわり、弁護活動に重大な制約となりかねない内容ではあるが、高度の政治的判断をも加えて、特例法案を廃案に導くためにやむを得ないのではないかと決断した」（百年正史 p.221）

昭和54年6月14日、弁護士抜き裁判法案は会期切れで廃案となった。自治は守られた。ただし無傷ではなく、国民の信頼なくして自治なし、と

いう教訓と引き換えにである。

＊ ＊ ＊

闘いの後にも、青風会の物語は続く。昭和55年の日弁連会長選挙では、青風会の谷川八郎の擁立をめぐって、象徴的な場面があった。青風会幹事長が、会内最大の団体である全期会の幹部たちに「旗振り役」を頼みに行ったときのことである。答えはこうだった。

「青風会が谷川先生を推し、他の会員がこれを応援するということであり……あなたが旗振り役をつとめるべきであり、そうなれば、われわれも出来るだけの協力をする」（青風五十年p.60）

多数派は乗っ取らない。少数派に旗を持たせ、後ろから支える。谷川は無投票で当選し、二年任期制の初代日弁連会長となった。数の論理が支配しがちな派閥政治の中で、一弁の各派がこの時期に見せた呼吸を、後年の青風会員は誇りを込めて振り返っている。

「昭和47年から昭和57年までの11年間に……一弁の会長を4人と日弁連の会長を2人も輩出」（青風五十年p.77）

数十名の派閥としては、空前の記録である。

現代への視線

危機の時に会を代表するのは、平時に数を数えていた者ではなく、理念を預かってきた者である。そして健全な多数派は、それを知っていて、少数派に旗を持たせる。旗を持たされた側の資格はただ一つ——「人も出すし金も出す」を、危機の前から実践してきたことである。

出典・注記

- 発言等の引用の末尾に付した（ ）は出典を示す（略称p.頁）。頁は刊本の印刷頁による。
- 青風五十年＝『青風一創立五十年に寄せて一』（第一東京弁護士会青風会・2001）p.60, 63-69, 77-78（宮田選挙、新進会創立、谷川擁立、輩出の記録）
- 青風三十年＝『青風一創立三十年に寄せて一』（第一東京弁護士会内青風会・1984）p.56-61（弁護士抜き法案期の一弁と青風会）
- 百年正史＝『われらの弁護士会史 創立百年正史』（第一東京弁護士会・2023）p.213-222（弁護士抜き法案、一弁意見書、三者合意）
- 「当初から、決議や会長声明はなかった……」の引用は百年正史p.215の引用形に拠る（原典は『われらの弁護士会史（増補版）』（第一東京弁護士会・1986））。
- 日弁連三十年＝『日弁連三十年』（日本弁護士連合会・1981）p.273-281（反対運動の展開）
- 引用中の「……」は中略を示す。
- 昭和53年5月の日弁連臨時総会について、参照した史料には確定できる出席者数の記載がないため「空前の規模」とのみ記した。

引用中の「……」は中略を示す。

第5話

風はどこへ——派閥の黄昏と残された問い

昭和57年、青風会は再び一弁会長選挙を戦った。候補は設楽敏男。会内では倉田雅充・原秀男と並んで「ご三家」と呼ばれた一人である。倉田・原の両者に立候補の意思がないと確かめられての出馬だった。設楽は後年、二人の身の処し方をこう書いている。

「倉田、原両氏の姿勢は和と親睦を重視する青風会の姿勢そのものであり、感銘深きものがあつた。」（青風五十年p.43）

この選挙で、一人の老弁護士が黙々と働いた。簡易裁判所判事を70歳の定年で退官し、弁護士に転じてまだ数年の74歳、斎藤寿郎である。判検事出身の会員たちに宛てて長文の推薦状を自ら書き、各方面に働きかけた。新参の高齢会員をそこまで動かしたものは何か。本人の言葉がある。

「私よりも遙かに年長の阿比留先生が、自ら陣頭に立たれて……全力を傾注されていた、ただただ頭の下がる思いのしたその行動的な姿勢」（青風三十年p.93）

創立会員の阿比留兼吉、このとき既に80代半ばを過ぎていた。最長老が誰より先に動く派閥の姿が、来て間もない者の心を動かした。結果は275票差の圧勝。婿として選挙を間近に見た阪本清は書いている。

「我が青風会は最早多数派でも、最強派閥でもありませんが、長老から侍大将、中堅、若手に至るまで、一つの目的にむかって、結束を固くし、一丸となってことにあたる、強い縦横の友情と仲間愛で結ばれた魅力ある集団であるとの確信をもちました。」（青風三十年p.84）

派閥とは、突き詰めれば「人が人のために働く理由」の集積である。この選挙は、その最後の輝きの一つだった。

＊ ＊ ＊

政策の面でも、この時期の一弁派閥政治は成熟を見せた。昭和60～61年の外国弁護士問題である。

日米経済摩擦を背景に、外国弁護士の受け入れは待ったなしの外圧となっていた。弁護士会が拒めば、監督官庁の異なる「外弁」制度を作られかねない緊迫した局面で、一弁は青風会選出の副会長たち——館孫蔵、大西昭一郎——が連年この難題を担った。会内の合意形成は割れてもおかしくなかったが、総会は乗り切られた。館の回想である。

「一弁では、青風会の先生方のご尽力も得て、委任状も含めて70%の先生方のご賛成を得られ、総会においても当会の先生方の一致団結した行動により執行部を支えていただいた。まことに『良識の府一弁』の感をあらためてもらった次第である。」（青風五十年p.47）

続く弁護士広告規制の緩和論議では、昭和61年12月に会内シンポジウムが開かれ、「当時の会館の講堂が埋めつくされるほどの会員が参加され熱心に議論された」（大西昭一郎）。派閥が政策論議の受け皿として機能する——外弁問題は、その手応えが確かにあった時代の記録である。

＊ ＊ ＊

だが、風向きは変わっていく。

かつての会長選挙には、世代の熱があった。昭和43年度の梶谷丈夫の選挙がそうである。所属派閥の長老に「梶谷は会長にはしない」と言われ、かねて派閥を退会していた梶谷は、門弟とともに出馬し、466票対255票で圧勝した。息子の梶谷剛は、この選挙を「既成派閥盪回し人事への挑戦と若手の多くの結集という側面があり、一弁の歴史の中でも重要な契機」と位置づけている。順送り人事への異議申立てとして、選挙が生きていた時代だった。

しかし平成に入り、会員数が数千人規模に膨張すると、光景は一変する。新入会員にとって、全期会は「自動的に入る同窓会」となり、派閥

はそもそも無関係な存在になった。他派閥の重鎮は、令和になってこう書いている。

「現在、一弁の会員数が大幅に増え……従前のような会派の影響力は縮小している」（百年外史p.75）

それでも、風が完全に死んだわけではない。平成16年、一弁は20年余りの空白を破って日弁連会長を出した。梶谷丈夫のあの選挙を、父の傍らで手伝った新米弁護士——息子の梶谷剛である。出馬を決めた心境を、本人はこう振り返っている。

「一弁の有力な方々から強い慫慂があり、私自身、長く取り組んだ司法制度改革の仕上げの時期に力を注ぎたいとの思いもあり、また久しぶりに会長を出すことが、一弁がより積極的に日弁連活動に参加する契機となって欲しいと願った」（百年正史p.405）

推されて、会のために立つ。そして全国選挙の指揮を執ったのは、一弁会長を務め、後に最高裁判事に就任する中川了滋である。梶谷剛の回想が残る。

「特に中川了滋さんが全体の指揮を執られ、星徳行さんと奈良道博さんが指令塔と実行部隊長として厳しい差配をされました。真夜中の2時、3時まで選挙事務所に残って検討をしていたことも多々あったようです」（百年外史p.68）

一弁が燃えてくれた、と梶谷剛は言う。宮田選挙の若手選対から27年。派閥の求心力が薄れた時代にも、会を上げるべき大一番で人が黙って持ち場につく——その会風は、まだ生きていた。

＊ ＊ ＊

この変化を、青風会は自分の言葉で語り続けた。記念誌に刻まれた自省の声を並べてみる。

多数派の壁について——「私は、青風会員だというだけで、一遍も同期から一弁の各種委員に推薦されたことがない。」（山崎源三）

自らの体質について——「青風会の『選挙と葬儀には強い』と言われた……体質」（米林和吉）

新規加入について——「私自身の意思とは無関係なところで私も青風会員にさせられたというのが、当初の間の偽らざる気持でした。そして、現在でも自ら進んで青風会に入会しようと思われる若い方がどれくらい居られるだろうかと心配いたしておるところではありました」（藤本猛）

人材について——「正直言って青風会は人材が乏しい。……本当に、将来のある派閥にするには、その辺に何かメスを入れないと弱体化してしまう。」（池田和司）

政策について——「一弁の場合、政策集团的なものがない。……長期的展望に立った意見というものが出ない」（城山忠人）

甘い自画自賛は、どこにもない。派閥の記念誌に、ここまで率直な自己批判を載せる——それ自体が、青風会が「風通し」を建前で終わらせなかった証拠でもある。

＊ ＊ ＊

そして彼らは、処方箋も書き残していた。

派閥は政策を議論し、それを会の委員会に反映させる存在であるべきだ——平成期の会員たちは、そう繰り返し説いた。一弁初の女性副会長となった保田真紀子は、五十周年記念誌にこう書いている。

「青風会が選出した理事者をバックアップするために、青風会の意見を提言できるよう平成9年度幹事が実行された政策勉強会を充実発展させようではありませんか。青風会会員の一弁会長・日弁連会長を近い将来実現させるためにも、必要不可欠と考えるのです。」（青風五十年p.96）

そして、五十周年の総括として倉田雅充が書いた一文は、発会の日
の理念にまっすぐ戻っていく。

「原点に戻り発会の理念を確認し、第一東京弁護士会創立の精神を
遵守し、醜陋なる役員選挙を排し、真に人格識見共に優れた方が会
員の衆望を担って役員に就任することに努めなければならないもの
と信ずる。」（青風五十年p.37）

＊ ＊ ＊

ここまで読んできた読者には、一つの疑問が残るはずである。「醜陋なる
役員選挙競争の如きは絶対に之を避け」——あの告示は、選挙そのもの
を禁じているのか。

そうではない、というのがこの連載の読み方である。告示が禁じたのは
「醜陋なる競争」であって、選挙ではない。衆望原則の目的は人事の正
統性であり、無投票はその手段にすぎない。だから、無投票が密室の談
合や順送りの隠れ蓑になったとき——衆望を確認する手続そのものが壊
れたとき——選挙はむしろ、告示の精神に適う唯一の道になる。この連
載が描いてきた75年の派閥史のなかで、肯定的に記憶されている選挙
は、すべてこの型だった。

では、いつ選挙に及んでよいのか。歴史から、五つの条件を取り出して
みる。

第一に、**衆望を確認する手続が壊れていること**。候補者の選考が密室で行われ、意見を聴く相手が恣意的に選別され、結論ありきで進むなら、選挙は衆望を測り直す最後の計器になる。「既成派閥盤回し人事への挑戦」と記憶される梶谷丈夫の選挙が、その先例である。

第二に、**理念と政策の実質的な対立があること**。会の進路に関わる争点があつてこそ、選挙は「人の優劣」ではなく「路線の選択」になる。争点なき順番争いの選挙は無意義であり、同期のしこりだけを残す——それは選挙を戦った当事者たち自身が、繰り返し証言してきたことである。

第三に、**選挙によらない手段を尽くしたこと**。話し合い、正規の異議申立て、選考のやり直しの要求。「会内ノ問題ハ会内ニ於テ解決スル」という有馬忠三郎の順序を、まず踏む。それでも容れられなかったときに、初めて計器を持ち出す。

第四に、**候補者が「推されて立つ者」であること**。地位を求める者の出馬ではなく、相当数の会員の要請に応える立候補であること。昭和25年の一弁役員選挙規則が会員連署による推薦届出制を採ったのは、この思想の制度化にほかならない。

第五に、**敗れても会が壊れない覚悟があること**。選挙をやって壊れるような派閥なら無い方がよい——若き日の山崎源三が長老たちの前で言い放った逆説は、選挙という試練に耐える設計を先に用意せよ、という意味でもある。

そして、選挙に及んだならば、守るべき作法がある。

政策を文書で公表し、公開の討論で争うこと。人柄だけを称え合う選挙への恥辱——新進会を生んだあの反省——を繰り返さないこと。批判は事実と法理でのみ行い、人格攻撃と怪文書を排すること。金と饗応を排し、費用を透明にすること。資力の多寡が立候補の資格を左右するようでは、衆望はカネで買えるものに堕ちる。ボスとイソ弁の間柄のような、断りにくい力関係を通じた動員をしないこと。ルールを事前に明示し、中立の管理の下で争うこと。そして選挙を、若手を含む全会員が会の進路を考える熟議の機会に転化すること——選挙のおかげで若い会員の意見を聞き、議論ができた、という梶谷玄（梶谷剛の兄。平成5年度、自らも選挙で一井会長となり、後に最高裁判事を務めた）の総括を、目標の水準とすることである。

最後に、ノーサイド。結果には僅差でも服し、蒸し返さず、敗者への報復人事をせず、勝者は敗者側の優れた政策を取り込む。選挙の後に「所詮コップの中の嵐であったのか」と正直に空虚を告白した深沢守と、寒風の玄関で父のために頭を下げ続けた武田峯生——選挙の作法は、既にこの歴史の中に書かれている。

要するに、「醜陋」の反対語は「無選挙」ではない。「**公明**」である。衆望は、密室では測れない。公開の討議によってのみ測られる。

＊ ＊ ＊

ところで、本話が繰り返し立ち返ってきた「原点」——第一東京弁護士会の創立の精神——には、それを一篇に凝縮した文章がある。原嘉道の「第一東京弁護士会記」である。

昭和6年4月、一弁と帝国弁護士会は上野精養軒で「原・花井両博士表彰式」を開き、多年の功績を謝して兩人の胸像を贈った。二人は返礼として大量の法律図書を会に寄贈したが、そのとき、会員の間に別の注文があることを知る。会の創立事情を書き残してほしい、という注文である。二人は他日これを書くこと約したが、その年の暮れ、花井卓蔵が急逝した。約束は原ひとりの肩に残り、翌昭和7年、原は筆を執って会に届けた。文章はただちに額装され、会館の壁に掲げられた。今も、一弁の理事者室に掲げられている。全文を掲げる。

第一東京弁護士会記

第一東京弁護士会は大正十二年五月八日 我同志三百八十五人に依り設立せらる

顧みれば当時我同志の属したる弁護士会は会員実に二千余の多きに達し 従て思想感情を異にするもの簇生し 剛健中正の道義的精神は漸次衰頹し 内平和を欠き外輕侮を招かんとするに至る 我同志は深く之を憂ひ更に一の弁護士会を組織し其儀容を新にし 以て弁護士本来の面目を保持せんとせり 而して其希望は帝国議會並に司法当局の容るる所となり弁護士法の改正行はれ本会設立の認可を見るに至れり

惟ふに弁護士会は法律的団体なりと雖も道義的精神に拠り結合するにあらざれば久遠の安固進展を期すへからず 是故に我会員は当初より徳性を磨勵し謙讓抑損と和衷協同とを以て事に従ひ風氣愈々敦厚に趣けり 従て己を省みずして人を責め義務を等閑にして權利を妄張し名利之れ事とし相互の融合を毀傷せんとする如きものを見ず 是の如きは独り本会樹立の精神を発揮するのみならず又以て一般団体の模範たるに足らん 是れ余が素願の存する所にして中心の欣快これに加ふるものなし

本会樹立以来茲に十年 会員中其由来と伝統的精神とを明かにせんと欲する者尠からず 余が樹立の事に鞅掌し最先の会長たりしの故を以て文を徴す 因て僭越を顧みず之か記を作ると云ふ

昭和七年三月十五日

原 嘉道

日付は3月15日。九年前のこの日、一弁を生んだ弁護士法改正案が貴族院を通過している——のちの創立記念日である。五十年史の編纂者たちは、この文章を設立時に書かれるべくして書かれなかった「立党宣言」と呼び、こう書き添えた。「第一東京弁護士会ではこれを会の原点として、その精神を先達から後進へ、古参会員から新入会員へと言い送って今日に至っている」。

思想感情を異にする者が簇生し、道義的精神が衰頹し、内に平和を欠き、外に輕侮を招く——会記が描く「当時」の光景を、令和の読者はどう読むだろうか。器の大小も時代も違う。だが、器が道義を失ったときに人は何をすべきか。原嘉道の答えは、百年前から明快である。

＊ ＊ ＊

派閥が理念を語らなくなったとき、残るのは人事の調整機構だけである。調整機構は、誰のために回るのか。衆望によらない人事は、何によって正統性を持つのか。

清風荘の初夏から75年。「青い風」は、いま誰の胸の中に吹いているだろうか——その問いを持ったまま、舞台を現代に移す。弁護士と弁護士会そのものが、かつてない構造変化の中にある（第3部へ続く）。

現代への視線

（本話は結び自体が現代への問いであるため、付記を置かない。）

出典・注記

- 発言等の引用の末尾に付した（ ）は出典を示す（略称p.頁）。頁は刊本の印刷頁による。
- 青風五十年＝『青風一創立五十年に寄せて一』（第一東京弁護士会青風会・2001）p.33-34, 37, 43, 47, 52-57, 77-96（設楽選挙、外弁問題、自省と処方箋の各証言）
- 青風三十年＝『青風一創立三十年に寄せて一』（第一東京弁護士会内青風会・1984）p.84, 92-93, 256-276（斎藤寿郎・阪本清の回想、座談会）
- 百年外史＝『第一東京弁護士会 100周年外史』（第一東京弁護士会・2023）p.19-24, 58-70, 73-75（梶谷丈夫の選挙、梶谷玄・梶谷剛の回想、平成16年日弁連会長選挙、派閥の影響力縮小）
- 梶谷剛の出馬の弁は百年正史p.405の引用形に拠る（原話は百年外史p.68のインタビュー）。梶谷玄・中川了滋の最高裁判事就任（平成11年・平成17年）は百年正史巻末年表による。
- 結びの選挙論で言及した各エピソードの出典: 昭和25年役員選挙規則は百年正史（『われらの弁護士会史 創立百年正史』第一東京弁護士会・2023）p.145-147、有馬忠三郎の申入れは第2部第1話、山崎源三の発言は第2部第3話、深沢守・武田峯生は第2部第2話の各出典欄を参照。
- 引用中の「……」は中略を示す。
- 一弁会史＝『われらの弁護士会史』（第一東京弁護士会・1971）。「第一東京弁護士会記」全文と成立事情は同書p.103-106の全文転記に拠り、判読上明らかな誤りは文意に従って補正した（うち「衰頹」「磨励」は百年正史p.4-5の引用文とも照合した）。仮名遣い・分かち書きは原文転記のまま。現在も理事者室に掲げられていることは百年正史p.4にも記述がある。

- 本話の結びの選挙論は、本編で描いた歴史からの帰納として書き下ろした論説である。

引用中の「……」は中略を示す。